第六号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の６の３記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法附則第９条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和４年４月１日から令和９年３月31日までの間に開始する各事業年度において同条第13項の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２・３　略］

４　「適用可否③」の欄は、次に掲げる場合（⑵は、令和６年４月１日以後に開始する事業年度に限る。）のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

［⑴　略］

⑵　「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が2,000人を超える場合で、政令附則第６条の２第４項に規定する事項を公表している場合（同条第５項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）

⑶　「期末現在の資本金の額又は出資金の額①」の欄の金額が10億円未満であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が2,000人以下である場合

⑷　「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が1,000人未満である場合

５　「前事業年度又は前連結事業年度⑳」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　「国内雇用者に対する給与等の支給額㉑」から「㉒のうち雇用安定助成金額㉓」までの各欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第18項第２号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）附則第45条の２第３項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の５第５項第３号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の５第１項第２号イに規定する他の者から支払を受ける金額又は同条第５項第６号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。

［⑵～⑷　略］

第六号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の６の３記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法附則第９条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法附則第９条第13項（同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和４年４月１日から令和６年３月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２・３　同左］

４　「適用可否③」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

［⑴　同左］

［新設］

⑵　「期末現在の資本金の額又は出資金の額①」の欄の金額が10億円未満であり、又は「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が1,000人未満である場合

［新設］

５　「前事業年度又は前連結事業年度⑳」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　「国内雇用者に対する給与等の支給額㉑」から「㉒のうち雇用安定助成金額㉓」までの各欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第18項第２号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）附則第45条の２第３項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の５第３項第３号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の５第１項第２号に規定する他の者から支払を受ける金額又は同条第３項第６号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。

［⑵～⑷　同左］